

行政改革審議会第2回会議 議事録要旨

日 時 平成25年1月17日(木)午後2時00分～4時30分

場 所 503会議室

出 席 審議会；木村会長、江原副会長、齋藤委員、富田委員、竹中委員、池田委員、
清水委員、長澤委員、竹沢委員、茅原委員、門倉委員
(欠席；内島委員、早退；江原副会長)

事務局；新井企画財政部長、春山課長、伊平課長補佐、荒川主査

- 次 第
1. 開会
 2. あいさつ
 3. 議事録の確認
 4. 議事
(報告事項)第1号 行政改革審議会のスケジュールについて
(審議事項)第2号 本庄市行政改革大綱実施計画(案)について
 5. その他
 6. 閉会
-

4. 議事

(報告事項)第1号 行政改革審議会のスケジュールについて

事務局(伊平) 「行政改革審議会のスケジュールについて」が配付されていると思いますが、前回第1回会議で、大綱(案)については内容を認めていただきましたので、今回の会議と次回2月上旬に予定している第3回会議とで、実施計画について審議いただきます。

「本庄市行政改革大綱実施計画(案)」について、先日送付させていただきましたが、事前にご質問をいただくまでは至っておりませんので、本日ご質問等をいただき、内容によっては一旦お預かりしまして、所管課に確認後、次回会議で回答という形を取らせていただきたいと思います。

現在、大綱(案)についてはパブリックコメントを実施中でして、2月下旬予定の第4回会議では、パブリックコメントの結果報告と、それを踏まえた答申として大綱(案)についてあらためて審議いただく予定です。

その後、3月下旬には、庁内組織である行政改革推進本部において、審議会の答申を踏まえて大綱及び実施計画の策定を行い、4月からこれに基づく取組みを実施いた

します。

さらに、スケジュール表にはございませんが、25年度につきましては、審議会においては、行革取組みに係る進捗管理ということで、11月頃に25年度上半期の進捗について審議をいただき、その後は年度ごとに上半期終了後・年度終了後の2回ずつの進捗管理について審議していただくという予定であります。

スケジュールについては、以上となります。

議長 スケジュールについては、よろしいでしょうか。では、各会議の具体的な日程については、今後決めさせていただきますが、全体的な予定としてはこうした形で進めさせていただきます。今回の実施計画に基づく取組みとしては、来年度からが初めての期間となりますので、11月頃に年度前半分の取組みはどうであったかということをご報告し、皆様に審議いただくということです。

(審議事項)第2号 本庄市行政改革大綱実施計画(案)について

議長 本庄市行政改革大綱実施計画(案)の審議に入りますが、各計画を1つずつ審議いただく前に、全体の基本事項について、事務局より簡潔に説明してください。

事務局(荒川) まず、実施計画(案)の全体的事項について、簡潔に説明させていただきます。

1 ページ目「1. 本庄市行政改革大綱実施計画の位置づけ」といたしまして、この実施計画は、行政改革大綱における3つの基本方針を達成するために、市が実施する項目ごとに区分した計画を掲載したものです。実施内容や取組目標について、市民の方にわかりやすく明示することを主旨としております。

「2. 計画推進期間」といたしまして、実施計画の推進期間は、記載のとおり、平成25年度から平成29年度までの5年とするものでございます。

「3. 計画の推進」といたしまして、(1) 危機意識と改革意欲、(2) 庁内推進体制、(3) マネジメント、(4) 成果の公表、の各項目を掲げております。内容については、記載のとおりです。

「4. 実施計画シートの見方」といたしまして、「基本方針」及び「重点項目」については、先日の第1回会議にてお示しした大綱にて示す、本市の行政改革における大項目・区分です。

重点項目の下に「実施項目」、さらに具体的には「計画名」として各取組みを示しております。

「現状」以下の各項目は、各計画における内容をそれぞれ示すものとなっております。

続きまして、「５．実施計画の体系」といたしまして、目次のページに移りますが、４ページです。

３つの基本方針ごとに、「重点項目」、「実施項目」、「計画名」、「所管課」を記載しております。

今回からの大きな変更点として、＜年度区分あり＞、＜年度区分なし＞の区分を設けたことがございます。これは、各計画における取組目標の年度区分の「あり・なし」の意です。

各計画は、計画推進期間５か年の年度ごとの取組目標を、可能な限り具体的に設定することを従来からの原則としておりますが、計画の実施内容から、どうしても年度単位の目標を設定することが困難、又は不適切なものもございます。

従来は、そうした、年度単位の目標設定ができない取組みにつきましては、実施計画に掲げないものもございましたが、今回は、行政改革につながる取組みであれば、そうしたものにつきましても、市の姿勢を示すものとして、積極的に掲載することといたしました。そうした理由による＜年度区分なし＞の設定となっております。

そのため、同じ重点項目でありながら、＜年度区分あり＞、＜年度区分なし＞の両方に、各計画が掲載されているものが多くございます。

実施計画（案）の全体的事項についての説明は、以上です。

議長 ただ今、実施計画（案）の基本部分について事務局より説明がございましたが、よろしいでしょうか。よろしければ、各計画の審議の方に移らせていただきます。

では、事務局は説明を進めてください。

[事務局より、基本方針１「行政サービスの質の維持・向上」の各計画シートについて説明]

議長 ただ今、基本方針１の各計画について、計画番号第１号から第１０号まで説明がございましたが、委員の皆様からご質疑がございましたら、お願いいたします。まず、計画番号第１号「インターネットでの各種申請の受付」です。

門倉委員 オンライン化ということで、質問なのですが、本庄市の現状では、住民票を取る際など、コンビニ等で取れるようになっていないと思います。郵送による対応はあるようですが、インターネット上で手続きができるようになると非常に便利と思いま

す。

私自身、自動車関連の仕事をしていますので、住民票や印鑑証明一通の取得のために、顧客に半日仕事を休んで市民課の窓口に行ってもらおうよう説明しなければなりません。

日曜の午前中に市民課窓口が開いているようなので、そちらの案内もしていますが。伊勢崎市役所では、もうかなり以前から市民課の休日開庁は実施していると思います。

紙一枚の印鑑証明ですが、それがないといまだに車検証の発行もされないというのが現状ですから、インターネット上の手続き導入というのも、早期に実現されると良いと思います。できれば、プリントアウトまで完結していると尚良いですが、運用面での悪用防止対策は必須と思います。

市民課の日曜開庁は、職員が2人くらい出ていたと思いますが、オンライン化のような、人数を掛けずにできるような手法は、ぜひ検討してもらいたいと思います。

事務局（春山） 住民票の写しや印鑑証明書等の各種申請の受付に関しては、本人確認が必要な手続きになってきます。計画番号第1号では、基本的に、厳密な本人確認を必要としない手続きのオンライン化について掲げていますので、門倉委員ご指摘のような本人確認を要する手続きに関するオンライン化については、今後の課題ということになります。

議長 計画番号第1号に対するご意見をいただきました。事務局は記録し、最後に取りまとめた意見の中に入れられるようにしてください。次の計画番号に進みます。

[計画番号第2号、第3号について意見無し]

竹沢委員 計画番号第4号「資源の節約と経費削減」の取組内容について、「地球温暖化対策の推進」ということですが、具体的にはどのようなことですか。

事務局（春山） 以前は、ISOの認証を受けて行っていた取組みなのですが、ISO認証に関しては費用が高いこともあり、現在は、環境マネジメントシステムという市の独自の取組みを行っています。これに基づく各課における取組みとして、たとえばグリーン購入、不要時の消灯や細めな冷暖房の設定等がありますが、マネジメントシステムというのは、それらに関する庁内の手続きを示したものです。取組みそのものは、民間企業等と同様のものです。

齋藤委員 計画番号第3号「インターネットを利用した図書の予約」に戻って質問させていただきます。その他欄に「...図書館職員の事務量の軽減などの効果があり、行政改

革に寄与します。」とありますが、効果とはどの程度のものを言っているのでしょうか。例えば、図書館窓口の職員が3人のところを1人減らせるとか、そうしたことですか。

事務局（伊平） インターネット上で図書の貸出し予約をしてもらうことにより、職員としても他の業務の空き時間にあらかじめ図書の準備をしておくことができるなど、事務の軽減の効果はあります。しかし、それをもって職員を1人減らすといった効果というまでのことはありません。

また、利用者においても窓口での待ち時間が短くなるということで、利便性の面での効果もあります。

齋藤委員 そうするとやはり、利便性向上の効果ということですね。

議長 では次に計画第5号「市職員の派遣を含めた市の関与基準の策定」について、ご意見がございましたらお願いします。

門倉委員 現在、社会福祉協議会は仁手小の前の方に移っていますね。他の会議で伺ったのですが、非常にいろいろな活動をしていただいていると思います。現在の場所は遠いし、手狭だし、との声があるとのこと。そうした事情を受けて、今後市の中心地へ戻ってくるということがあるのでしょうか。

事務局（春山） ご指摘のとおり、社会福祉協議会は、現在のところひびきの農協様の元仁手支店であった建物をお借りして運営を行っていますが、やはり現在建設の計画を進めている市民プラザ跡地の複合施設の中に、社会福祉協議会の全部ではありませんが、本体部分については入る予定で計画中です。通常の福祉サービスの部分ということです。

議長 今の説明ですが、一昨年の中日本大震災で一部損傷があったために取り壊した市民プラザについて、来年以降市が複合施設の建設を発注する予定ですが、社会福祉協議会が元あった場所である、その中に戻る方向ということです。市民のパブリックコメントでもそれを希望する意見が多くありました。

門倉委員 最終的には、市の関与を徐々に薄めていって、社会福祉協議会に独立した運営をしてもらうということでしょうか。

事務局（春山） 基本的には、シートの取組内容にもありますが、社会福祉協議会の運営内容の改善につながる計画を作成してもらうということで、その計画を作るにあたっ

て、市では助言を行います。作成された計画に基づいて必要な人的・財政的支援を行います。現在も市からは職員を派遣していますが、社会福祉協議会にはまず運営改善のための努力をしてもらうということで、その結果なお財政的に苦しいということであれば、市からの補助金を計画の中に入れることになります。24年度は、一旦補助金について停止しています。

本来は、社会福祉協議会自体の財源で運営してもらうことになるわけですし、少なくともそこを増やすことはしてもらって、少しでも市の支出を減らしていくということです。

門倉委員 民間企業であれば、5年、長くても10年非採算であればその部門は切られてしまうわけですし、そのあたり踏まえて市の方で調整していただいて、独立で運営していただけるように進めてもらうと最良と思います。ただ、内容的にどうしても非採算という事業もあるかとは思いますが。

事務局（春山） 社会福祉協議会の性格的に、完全な独立採算ではなかなか立ち行かない面があります。また、市の福祉施策としても、社会福祉協議会にお願いしている部分があります。そのため、市からの人的・財政的支援を無くすということはおそらくできません。

しかし、どこまで支援していくのかということはありません。そのための努力を社会福祉協議会にはしていただく必要はあります。

議長 社会福祉協議会は、一昔前までは全て市の補助金で運営していたのですが、それでは市の支出が多すぎるということもあり、市内各自治会から人口比率で負担金が入っています。24年度については、各自治会からの負担金や社会福祉協議会の事業による収入の残金が何年分が貯まって、その結果市からの補助金が一時的に停止したということです。今後継続して停止するという主旨ではありませんので、ご注意ください。

続いて計画番号第6号「市職員の派遣を含めた市の関与基準の策定」ですが、こちらはシルバー人材センターへの関与についてです。

齋藤委員 シルバー人材センターについても、将来的には市の支出を無くし、自主自立で運営を求めるといえることでしょうか。市からの補助金は、いくら支出されているのですか。

事務局（春山） ここについても、できるだけ努力を求めていくということになります。市からの補助金の具体的な額については調べて回答させていただきますが、シルバー人材センターには、国からの補助金が埼玉県シルバー人材センター連合を經由して入って

おり、その補助に当たっては、市が同額以上の補助金を支出することが条件となっています。

シルバー人材センターでは、各種の業務の委託を受け、それを会員に割り振り、手数料として7%をセンターが収受しています。この7%の手数料でセンターの運営ができれば良いのですが、種々の支出をこれだけで賄うことはできていないのが現状です。そこを少しでも増やす、多く委託を受けてもらうということを努力してもらうということです。

齋藤委員 将来的には、市職員の派遣を止めることができれば良いと思う。やはり市職員の人件費は高いと思うので、そうした取組みが行革になるのではないかと思う。

[計画番号第7号から第10号まで意見無し]

議長 基本方針1について、審議が終わりましたので、続いて基本方針2「行政サービスの提供方法の見直し」について、事務局より説明をお願いします。

[事務局より、基本方針2「行政サービスの提供方法の見直し」の各計画シートについて説明]

議長 ただ今、基本方針2の各計画について、計画番号第11号から第27号まで説明がありました。委員の皆様からご質疑がございましたら、お願いいたします。まず、計画番号第11号「人事評価の実施（勤務評定の見直し）」です。

齋藤委員 市では、人事評価をどの程度行っているのでしょうか。勤務成績が優秀な職員とそうでない者との差をどのくらい付けていますか。

事務局（春山） 現在、人事評価の結果を給与にまでは反映していません。各職員の成績を評価する際の材料としています。

齋藤委員 それでは、実質、勤務評定をやっていないということになると思います。綺麗事を書いても意味がありません。計画を実行するのは職員なわけですから。

ところで、人事評価と直接関わりないかも知れませんが、庁内で私があいさつをしても、あいさつを返さない職員がいます。こうした点についても改めていただきたい。

事務局（春山） いただいた意見を、人事の所管課に伝え、今後の課題とさせていただきます。

[計画番号第12号意見無し]

議長 計画番号第13号「学校施設の有効利用」についてです。

門倉委員 スポーツ少年団の運営に携わっていますが、本庄市の体育施設等を使わせていただいている、とても助かっています。

現在の利用予約について、空き状況をインターネット上で確認できるのですが、もう少し予約そのものについても、窓口まで出向かなくても可能にするとか、校長先生の押印をもらわなくても可能にするとか、便利になると良いと思います。

本庄市の施設は、耐震化も含めて良くなってきていると思いますし、そうした改善でもっと利用環境が良くなる余地があると思います。

竹沢委員 この実施計画（案）を送付いただいてから、シートの内容を見て、市のホームページの様子も確認してみました。施設の予約に関係する画面も見てみましたが、やや使いづらい、わかりづらい印象を受けました。予約状況は確かに確認できるのですが、いざ予約をするためには事前登録が必要であったりと、老若問わず使えるものかということ、疑問に感じます。年輩の方でもわかりやすいものにしていただくべきと思います。

事務局（春山） 現在のところ、市の施設予約については、オンライン予約ができるようになっていません。ちょうど来月から、事前登録をしていただいた団体については、オンライン予約を受け付けることを可能にします。システム自体は、これまでもそうした対応が可能なものを導入していましたが、利用団体への周知が未実施であったことが先延ばしになっていた理由です。

事前登録の必要性についてですが、登録無しに誰でも利用予約ができることとすると、問題も生じます。

他自治体では、事前登録無しの予約可としたところもあるのですが、予約が集中し、システムがダウンするといったことや、とりあえず利用する可能性がある日程全てに一人が予約を入れてしまい、後でキャンセルするといった、他の利用希望者に迷惑となる利用の仕方をする方もいたそうです。

また、もう一つ現在のシステムの問題点として、料金の支払いが窓口でないとできないとしている点があります。これは、鍵の受け渡しのこともありますが、予約した方が実際に利用していただくよう、一度は対面する機会を設けることとしている面もありますが、民間施設がオンライン予約とカード決済が常識となっていることからすると、遅

れていると言わざるを得ません。

学校施設については、予約状況の確認からして、オンラインでは不可となっています。これは施設予約のオンラインシステム導入のための補助金が、あくまで体育施設に限ったものということになっており、学校施設は対象にできないという事情があります。

計画番号が戻りますが、計画第2号のシートで、平成27年度取組目標「次期施設予約システムの検討」、平成28年度、同システムの導入と掲げています。こちらの予約システムにおいては、体育施設に限らず、たとえば今後建設予定の複合施設の利用予約なども可能とするよう対応を考えています。

茅原委員 27年度には、施設使用料について、クレジットカード決済ができるということですか。

事務局（春山） 体育施設については、4月から指定管理者制度へ移行し、施設使用料については指定管理者が収受することになります。市の納税などに関しては、カード決済や電子マネーでの納付はまだ実現できていませんが、指定管理者は民間企業ですので、実施は可能と思います。

長澤委員 学校施設の利用について、計画番号第13号の現状欄に「...学校教育に支障のない範囲において登録団体に貸出しを行っています。」とありますが、PTAの方で、市内全小中学校で家庭教育学級というものを行っておりまして、その利用が、登録団体の球技による利用と競合してしまい、施設利用ができないということがありました。

事務局（春山） 家庭教育学級は、学校教育ではなく「社会教育」という位置付けになっております。スポーツ少年団活動等と同じ位置付けです。学校施設ですので、学校の管理下における活動、すなわち学校教育における活動は最優先ですが、それ以外については、登録団体は2か月前からの予約が可能ですので、場合によってはそうした競合が起きてしまうこともやむを得ないこととご理解ください。

議長 ただ今の説明は、現在そうした形で運用しているということですので、それはそれとして、行政改革ですから、できるだけ行政の縦割りを無くして、わかりやすくしていかないとけません。学校教育と社会教育についての違い、少し異なりますが、たとえば国では、保育所と幼稚園の管轄の違いということが問題となっています。同じ教育関係でありながら、幼稚園は文部科学省で、保育所はまた違う管轄という、わかりにくさがあります。

今後建設予定の複合施設についても、社会教育の機能であったり子育ての機能であったり、様々な機能が入ってくる可能性があります。そうした利用予約について、利用者

にとって使い勝手の良いシステムとしていく必要があるでしょう。

[計画番号第14号意見無し]

議長 計画番号第15号「指定管理者制度の推進」についてです。

茅原委員 具体的に指定管理者は、どちらの事業者に決まったのでしょうか。

事務局（春山） 平成25年4月からの指定管理者ですが、シルクドームについては㈱東京ドームスポーツです。エコーピアと児玉地域の公園については清香園を中心としたJV、本庄北地域の公園が泉造園などとなっています。

茅原委員 「民間活力の活用」という重点項目が掲げられていますが、今お聞きした指定管理者が、地元事業者ということで安心しました。民間活力といっても、民間事業者に事業をまかせるということが本来の目的ではないと思うのです。そこには地域経済の活性化ということもあるべきでして、地元の企業が潤うということが前提だと思います。泉造園さんや清香園さんという、地元事業者の名前が出てきて安心しました。

本来は、枠が限られた投資というのは、考え方として良くない面もあるかとは思いますが、短期的な効果がなければ長期的な視点というのもないわけですし、単に目的が「民間活力の活用」というのではなくて、その先には地域経済の活性化ということを押さえておくことが必要だと思います。

竹沢委員 指定管理者制度の全体面なのですが、導入後の利用に係るトラブル等については、どちらに相談すればよいのでしょうか。

事務局（春山） 基本的には、それぞれの施設の所管課、体育施設であれば体育課、児童センターであれば子育て支援課、ということになります。苦情や相談については市の所管課にお寄せいただいて、次に同じようなことが起こらないよう、指定管理者と話し合っ

て進めていきます。施設の窓口にも、指定管理者としてどこが管理していて、ご意見等は市役所のどちらにお願いします、ということで案内を表示しています。

[計画番号第16号から第19号まで意見無し]

議長 計画番号第20号「消費者の安全と利益の確保」についてです。

竹沢委員 取組みとして掲げている「消費生活サポーターによる啓発活動」は、具体的に
どういったことを行うのでしょうか。

事務局（伊平） 所管課に確認したところ、まだこれからの実施になりますので、現在の
ところということですが、ポケットティッシュの裏面に啓発情報を記載したものの配布
が予定されているとのことです。

議長 続いて計画番号第21号「エリアマネジメントの推進」についてです。

茅原委員 所管課が拠点整備推進局なので、エリアマネジメントとして早稲田駅周辺地域
が選ばれているということなのだと思いますが、予算が出る部分に関してエリアマネジ
メントを行うということは、手法的にはスムーズに行くはずだと思います。対して、旧市
街地と言ってよいでしょうか、そうした地域を管轄する商工課や都市計画課も連携して
実施した方が、まちづくりとしては良いのではないかと思います。

事務局（春山） ここで言うエリアマネジメントというのは、新しいまちづくりを行うに
あたって、まちの価値を高めていこうという活動、マネジメントでありまして、茅原委
員がおっしゃる内容は、旧市街地で現在問題になっている空き家の問題などがありまし
て、行政が手を出しづらい部分、そうした部分についてのマネジメントのことと思われ
ますが、先日別の会議で、本庄まち NET さんを中心にそうした取組みについても話し
合いがもたれ始めています。自治防災課が関わっていますが、行政自体が手を出しづら
い部分について、市民団体であればもう少し動きやすいところがあるかと思いま
す。いずれにしても、やはりこれからの課題です。

茅原委員 拠点整備推進局以外には、他に無いのかと思ってお聞きしたので、それでわか
りました。任意団体は旧市街地にたくさん存在するのですが、私もそうですが、外の団
体とどのように交流すればよいのか、またそうした機会もないといったところで、行政
に旗振り役になっていただくと良いと思います。

[計画番号第22号から第24号まで意見無し]

議長 計画番号第25号「職員提案制度などの推進」についてです。

茅原委員 現状欄にある「直近3か年の実績件数は0～3件」というのは、いかにも少な
いです。提案の入力が難しいとか、要因があるのではないですか。

事務局（春山） 提案については、自由記載ですので、入力が難しいといったことはありません。ただし、たとえば自分の部署の業務改善につながる提案といった場合、提案するくらいならば自ら取り組めばよいでしょう、といった形になってしまうことがあります。また、提案したからといって、何か報奨があるわけでもありません。そうしたことが、提案件数の少なさにつながってしまっている面があるかも知れません。

門倉委員 民間企業では、たとえば「QC（クオリティ・コントロール）サークル」といったものがあります。やはり提案することによって1件につきいくら、といった報奨があり、それこそ短くなった鉛筆にキャップを付けて使いましょう、といったような一見つまらない提案から、トヨタ自動車のカイゼン、車体をひっくり返して作業をすると部品が取り付けやすくなる、といったような大きな提案まで、いろいろなものがあります。

就業時間が終わった後、各課等のグループで集まって、小さなことでも必ず提案を出してといった形で、出すだけでも提案1件につき数百円の報奨だったりですが、稼ぐ人はそれで結構稼いだりもしています。でも、アメとムチではないですが、結果的にそれで良いのではないかと思います。

また、提案の発表会という形でなくても良いかも知れませんが、他の部署にも改善を知らしめるという機会を設けることも必要と思います。QCサークルでもそうした発表の場をつくっていますし、そうした周知によって、他部署からも競って提案が出てくるといったこともあると思います。それに加えて報奨ということで。

茅原委員 「直近3か年の実績件数は0～3件」について、具体的にどういう提案だったか、次回会議で示していただけないでしょうか。案外、問題はそうしたところに隠れていたりします。

議長 良い意見が出ています。では今指摘があった、提案の内容について、事務局は次回会議までに差し支えない範囲で良いですから用意してください。

[計画番号第26号、第27号まで意見無し]

議長 それでは、本日の会議では、基本方針1「行政サービスの質の維持・向上」と基本方針2「行政サービスの提供方法の見直し」の各計画について審議をいただき、終了しました。参考意見については、事務局が控えていると思いますので、最後にまとめて出せるようにしてください。

本日は、長時間にわたり、お疲れさまでした。ありがとうございました。

以上